

人事委員会勧告等の概要について

民間の年間支給割合	職員の年間支給割合
1.00月	1.00月

2. 本年の給与改定

(1) 教職員

国民生活が豊かになり、A・B・C等のため、決定なし

(2) 職外員

定期手当・退職手当の改定あり

職員の年間平均支給割合(1.00月)と、民間の支給割合(1.00月)との差を
縮小するため、1.00月分(1.00月)分
民間の支給割合を参考に、定期手当の支給割合に改定

	6月期	12月期	計
定期手当	1.00月(支給割合)	1.00月(支給割合)	2.00月
有給手当	1.00月(支給割合)	1.00月(支給割合)	2.00月
退職手当	1.00月	1.00月	2.00月
合計	3.00月	3.00月	6.00月

教職員課

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は令和2年11月6日及び16日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

1 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与(A)	職員給与(B)	較差額(A-B)	較差率(A-B)/B
367,901円	368,017円	△116円	△0.03%

(注) 「職員給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<期末手当・勤勉手当(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.47月	4.50月

2 本年の給与改定

(1) 給料表

公民較差が極めて小さい(△0.03%)ため、改定なし

(2) 諸手当

<期末手当・勤勉手当>

職員の年間平均支給月数(4.50月)と、民間の支給割合(4.47月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分 → 4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)	2.55月
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月
	計	2.25月	2.20月	4.45月
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

(3) 今回の勧告に基づく改定額
 平均年間給与（行政職） 本年度 約1.9万円減 *行政職平均年齢 44.0歳

(4) 改定の実施時期
 条例の公布日

3 その他の課題

(1) 「特定獣医師職給料表」の新設

公務員獣医師の安定確保を図るため、「特定獣医師職給料表」を新設し、保健所等に勤務する獣医師に適用

(2) 改定の実施時期

令和3年4月1日から実施

職員給与関係の異動	合計給与関係の異動
R05.1	R12.1

種	職員給与	職員給与		
R05.1	(R05.1) R05.1	(R05.1) R05.1	給与未償	
R05.1	(R05.1) R05.1	(R05.1) R05.1	給与未償	平均給与
R05.1	R05.1	R05.1	給与未償	
R05.1	R05.1	R05.1	給与未償	
R05.1	R05.1	R05.1	給与未償	
R05.1	R05.1	R05.1	給与未償	